



2012年9月14日 第2013-04号
 【発行】J A M
 【発行責任者】宮本礼一
 【編集】政策・政治グループ
 03-3451-2425
 E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

公的年金制度が変わります

9月8日、第180通常国会が229日間の日程を終え閉会しました。今国会では、重要法案として社会保障・税一体改革関連法が三党合意により成立しました。その中の公的年金制度は、受給資格期間の短縮、被用者年金制度の一元化等、今後大きく制度が変わります。

また、労働関連法案では労働者派遣法、労働契約法、高齢者雇用安定法が改正されましたが、健康診断の際、メンタルチェックを義務付ける労働安全衛生法改正法案は継続審議となりました。

【公的年金制度の主な改正内容と施行スケジュール】

- 1. 受給資格期間の短縮（2015年10月から施行）**
 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する。現在無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合は、施行日以降、保険料納付済み期間等に応じた年金支給を行う。
- 2. 基礎年金の国庫負担1/2を恒久化する年度を定める（2014年4月から施行）**
 2004年の年金改正では、国庫負担を恒久的に1/2にする時期は「別に法律で定める年度」となっていた。2014年度からの消費税増税により得られる税収をこれに充てることとなり、その年度を2014年度と定めた。
- 3. 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う（2016年10月から施行）**
 次のすべてを満たす場合被保険者となる。
 労働時間が週20時間以上である、月額賃金が8.8万円（年収106万円）以上である
 勤務期間1年以上、学生ではない、従業員501人以上の企業で働いている。
- 4. 産前産後休業中の社会保険料を免除（2012年8月22日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）**
- 5. 遺族基礎年金を父子家庭に支給する（2014年4月から施行）**
 現行制度は、父子家庭には遺族基礎年金が支給されない。父子家庭にも拡大する。
- 6. 被用者年金制度の一元化（2015年10月から施行）**
 厚生年金に、公務員・私学職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一する。遺族年金の転給制度、老齢給付の在職支給停止額等、厚生年金と共済年金との制度間の差異は厚生年金に揃える。

